法教育推進協議会 第52回会議 議事録

第1 日 時 令和6年3月15日(金) 自 午後4時01分 至 午後5時40分

第2 場 所 法務省大会議室

第3 議 題 (1)各種報告

- ア 「法の日フェスタ i n 赤れんが」における取組について
- イ 高校生向け法教育リーフレットの送付について
- ウ 令和4年度における法教育授業等の実施件数について
- エ 学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会の解散について
- オ 高校生向けデジタル教材企画検討部会の活動状況について
- (2) 協議事項

高校生向けデジタル教材の題材について

太田座長 予定しております委員等は全てそろいましたので、開始させていただきたいと思います。

第52回法教育推進協議会を開催いたします。オンラインで御出席の方は、カメラをオンにしてください。

本日は皆様御多忙のところお集まりくださいまして、本当にありがとうございます。まず初めに、事務局から本日の発言方法について説明をお願いします。

坂田司法法制部付 事務局の坂田でございます。それでは、本日の御発言方法について説明をさせていただきます。法務省会場に御参集の方々におかれましては、御発言をされる際は挙手をお願いいたします。オンラインにより御出席いただいている委員の先生方におかれましては、挙手ボタンを押していただきますか、画面上に見えるように手を挙げるなど、御発言の意思表示をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。挙手を確認いたしましたら、座長からお名前をお呼びしますので、お名前を呼ばれましたら御発言をお願いいたします。なお、発言者を明確にするため、御発言の最初にお名前をおっしゃった後に御発言を頂きますよう、よろしくお願いいたします。発言方法の説明は以上でございます。

太田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、議事に先立ち法務省から委員の皆様に御挨拶がございます。

加藤司法法制課長 司法法制課長の加藤でございます。本来ですと司法法制部長の坂本の方から御挨拶をさせていただくところではございますが、急遽、国会用務のため欠席と相なりましたので、私の方で代読させていただきます。

協議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては御多忙にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より法教育の推進に御尽力いただき、重ねて御礼申し上げます。

本協議会では、法律や教育の専門家をはじめとする各界の有識者に御参加いただき、大局的な観点から法教育を推進するための大きな方向性を示していただいてきたところです。近時、成年年齢や裁判員対象年齢の引下げといった法や司法制度に関わる社会の変化を受けて、若年者に対する法教育の重要性はますます高まっています。若年者に対する法教育の推進に当たっては、学校現場で1人1端末を掲げるICT環境の普及が進むなど、若年者を取り巻く学習環境が大きく変化していることを踏まえた上で、デジタル技術の活用も含め、学校現場のニーズに沿った検討が不可欠です。法務省としてはこのような社会の変化に対応し、法教育の充実を図るため、今後も必要な取組を積極的に進めてまいりますので、引き続き委員の皆様の御指導を頂ければ幸いです。

本日も委員の皆様から忌憚のない御意見を頂きたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。 以上です。

太田座長 どうもありがとうございました。

前回会議以降、委員に変更がございました。犬木委員、干川委員の2名の方々が御退任

され、新たに日本司法支援センター本部総務部長の近藤真史委員、最高検察庁検事の民野 健治委員のお二人に御就任いただいております。順に自己紹介をお願いしたいと思います ので、それでは名簿順で近藤委員、民野委員の順番でお願いいたします。

近藤委員 日本司法支援センター本部総務部長をしております近藤と申します。どうぞよろ しくお願いいたします。

民野委員 最高検の検事をしています民野と申します。よろしくお願いいたします。 太田座長 ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。お手元の議事次第を御覧ください。本日は大きく二つ、事務局等からの各種報告及び質疑応答、及び高校生向けデジタル教材の題材に係る協議、意見交換を予定しております。

配布資料は議事次第に記載のとおりです。資料の内容については、各議題の説明時に事務局から併せて説明いたします。お手元の資料に不足等がございましたら、事務局までお 声掛けください。大丈夫でしょうか。

なお、本日の配布資料及び議事の内容につきましては、従前と同様、法務省のホームページにおいて公開させていただく予定です。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。一つ目の議題は、事務局等からの各種報告です。本日は5点御報告事項がございます。まず、「法の日フェスタin赤れんが」における取組について、事務局から報告をお願いします。

坂田司法法制部付 それでは、「法の日フェスタin赤れんが」につきまして、事務局から 説明をさせていただきます。法の日についてでございますが、毎年10月1日の法の日は、 最高裁判所、日本弁護士連合会及び法務省の共同の決議に基づきまして、国民の皆様に法 の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるように設けられたものでございま す。また、法の日から1週間を法の日週間といたしまして、最高裁判所、日本弁護士連合 会及び法務省・最高検察庁の共催によって各地でイベントを実施しております。

そのうち法務省におきましては、昨年10月7日の土曜日、赤れんが棟を始め法務省の建物や敷地を一部開放する形で「法の日フェスタin赤れんが」を開催いたしまして、好天に恵まれたこともあって、700名を超える方々に御来場いただきました。私ども司法法制部の職員におきましては、法教育を所管する部署として、関係する他部局と共同して、この大会議室におきまして刑事模擬裁判のプログラムを実施いたしました。

簡単に事案を申し上げますと、いわゆる殺人未遂被告事件でございます。被告人は、職場の同僚を包丁で傷つけたという事件において殺人未遂罪で起訴されましたが、被告人と弁護人は、殺人の故意がなく刑の軽い傷害罪が成立するにすぎないと主張して争っているといったケースでございました。裁判官、検察官、弁護人役を法務省の職員が務め、弁護人役は私が担当いたしました。事前申込みのプログラムではございましたが、当日来場いただいた参加者の中から裁判員役を募りまして、裁判官役の法務省職員と共に実際に評議を行っていただきました。また、裁判員に選ばれた方以外の一般参加者の方との間でも、検察官役、弁護人役の職員が質疑応答等を行いまして、参加者の方々に裁判員裁判や刑事裁判手続に対する興味、関心を深めていただく場とすることができたものと考えております。

また、模擬裁判のプログラム以外では、ゆるキャラ大集合と題したプログラムにおいて、

法教育のマスコットキャラクターであるホウリス君の着ぐるみが他の法務省のキャラクターと一緒に登場いたしまして、来場者の皆様から写真撮影のリクエストに応じる等、知名度の上昇を図るため精力的に動き回り、ホウリス君ファンを増やすことができました。

簡単ではございますが、事務局からは以上でございます。

- 太田座長 ありがとうございました。ただいまの御報告について、御質問等がある方は挙手 をお願いいたします。あるいは、チームズのリアクションで手を挙げるでお願いいたした いと思います。いかがでしょうか。
- 髙橋(文)委員 司法書士会の髙橋です。来場者の年齢層ですが、こどもさんたちの年齢層と、あとその模擬裁判をやったときの、法廷を模したような設営であったのか、その辺の雰囲気をちょっとお話しいただければと思います。
- 坂田司法法制部付 まず、年齢層についてでございますが、私どもが関与したプログラムは 一部にすぎませんので、全体というのはなかなか難しいんですけれども、結構幅広い年齢 の方が参加されておりました。基本的にはお子様連れが多いというところもございまして、 小学生、中学生をお連れになった親御さんというのはかなり多かったかなと思うんですけ れども、年配の方もかなり模擬裁判のプログラムには参加されておられまして、本当に幅 広い方々に参加いただきました。

会場につきましては、なかなか法廷と全く同じというものは難しいんですけれども、この大会議室の、正にこの前方、スクリーンのある方に横に机を並べて、裁判官、裁判役が座る、その前に、正に法廷と配置は同じようにいたしまして、検察官、弁護人、そして被告人が位置して証言台を設けるというような形で実施をいたしました。裁判手続のやり取りについては、皆さん興味深く御覧になっておられましたし、評議の際には、裁判官と裁判員役が実際の裁判員裁判のように退廷、すなわち、大会議室を出て判決の検討をしていただきました。また、その時間を利用して、大会議室内では、検察官役、弁護人役が皆様から御意見を頂くというような質疑応答を行いましたけれども、裁判手続の内容についているいろ御質問いただいたりですとか、あるいは正に事実認定だとか量刑についてなかなか深い御質問、御意見を頂いたりもできたところでございます。

以上でございます。

太田座長 よろしいでしょうか。

髙橋(文)委員 ありがとうございます。

太田座長 ほかに御質問はございますでしょうか。

野澤委員、お願いします。

野澤委員 立教大学の野澤です。報告どうもありがとうございます。法の日に一般の人に法務省で来てもらっていろいろな催し物をするというのは大変結構なことだと思っています。別にすぐにというわけではないのですが、例えば一般の人にとって、法務省はもちろんすごくきれいな建物で、いいと思うのですけれども、最高裁も見てみたいのではないかなと思うのです。だから何か、どこかで例えば最高裁を見学する企画みたいな、もちろんふだんでも申し込めば可能なのですが、もう少しアクセスしやすく、法の日とかに最高裁を見学できるような企画も今後考えていただければなと思っています。ちょうど今、私は実はパリにいるのですが、昨日はフランスの最高裁判所(破毀院)を見まして大変感銘を受けたので、そのような意見を持っています。どうもありがとうございます。

太田座長 ありがとうございました。

坂田司法法制部付 ありがとうございます。法の日フェスタ、法の日の関係の企画につきましては、裁判所でも恐らく、最高裁の見学等があるかどうかちょっと承知はしていないんですけれども、企画自体は何かしらされていたものと承知しております。それはそれといたしまして、法務省でも模擬裁判をやるにしても、見学するにしても、やはり法廷の雰囲気というのは非常に皆さん興味深く見ていただけるところですので、何かしら、例えば法務省の企画等でも、法教育の関連で、例えば最高裁判所さんとやり取りをして、共同でできるような企画等があれば積極的に検討してまいりたいと思います。貴重な御意見をどうもありがとうございました。

太田座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかに御質問はございますでしょうか。

長田委員、どうぞ。

長田委員 長田でございます。今御指摘いただいた点ですが、法の日には最高裁の法廷見学会を企画して、各回50人ずつですが、かなり好評な企画だと聞いております。人数に制限はありますけれども、実施させていただいているところですので、一応御報告しておきます。

太田座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

ありがとうございます。では、次に進みます。

次に、高校生向け法教育リーフレットの送付について、事務局から御報告をお願いいた します。

坂田司法法制部付 改めまして、事務局の坂田でございます。高校生向け法教育リーフレットの送付に関して御報告いたします。会議資料1、高校生向け法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」を御覧ください。

御承知おきの委員の方々もいらっしゃるところではございますけれども、このリーフレットにつきましては、令和4年の民法改正による成年年齢の引下げに際しまして、当協議会の下に設置いたしました「成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会」において作成したものでございます。令和2年12月にリーフレットが完成して以降、毎年度、高校2年生を主な対象といたしまして、全国の高等学校等に対して紙媒体のリーフレットを送付しております。令和5年度におきましても、昨年9月から10月にかけて全国の高等学校等に紙媒体のリーフレットを配布いたしました。また、私どもが法教育、出前授業等に伺う際にもこちらのリーフレットを活用して講義等を行っているところでございます。

このように、令和2年度から毎年度、紙媒体によるリーフレットの全国への発送を続けておりますけれども、次年度、令和6年度におきましては、紙から電子へといった社会情勢の変化に伴う要請等、諸事情を考慮した上で、紙媒体によるリーフレットの発送を取りやめる予定でございます。当然のことながら教育現場に無用の混乱を生じさせぬように、適切な時期に周知をさせていただくほか、学校現場や各種団体等から個別に紙媒体での送付を希望されるということで依頼を頂いた場合には、必要数を当省から発送させていただくといった取扱いは継続させていただく予定でございます。

事務局からは以上でございます。

太田座長 ありがとうございました。ただいまの御報告について、御質問等がある方は挙手 をお願いいたします。

野澤委員、どうぞ。

野澤委員 立教大学の野澤です。このリーフレット作成に携わった者として一言申し上げます。このリーフレットは、自分で言うのも何ですけれども、大変よくできたリーフレットで、もちろん紙媒体だと見やすいというところ、また使いやすいと思うのですけれども、ただ、一方でコロナ禍以降は高校生などもiPadとかコンピューターを持っているものですから、紙媒体でなくても、電子媒体で使っていただいても十分いいのではないかなと思います。紙媒体だと逆に、使ったときは使いやすいけれども、その後捨てられてしまうということもありますので、電子媒体にするというのは大変いいことではないかと思います。

以上です。

太田座長 貴重な御意見をありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。

富永委員、どうぞ。

富永委員 富永です。私も同じで、今の時代、やはりこどもたちも結構電子機器を持っておりますので、こういった形で電子に切り替えるというのは、時代の流れと言うのも変ですけれども、より使いやすくこどもたちにはなるのかなというふうに思っています。これから先、電子になるとリンクを張ったりとか、ちょっと飛んだり、いろいろなところでまた機能が付いたりということで、むしろ広がっていくのではないかなというふうに思っておりますので、また、紙が必要な場合も対応してくださるということなので、とてもいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。

比嘉委員、お願いいたします。

比嘉委員 比嘉です。お世話になっております。今お二方が言ったように、いろいろなものが私たちのところにも電子媒体で来るので、とても広げやすくなって、よくなっていると思っています。ただ、一方で、紙媒体で届くと、紙の質や厚みからのインパクトもあり、紙の良さも改めて感じているところです。そして、プリントアウトする場合、紙やインクを用意してやるという負担があった上での電子媒体での配布だというところも一応押さえておいていただければとも思います。また、電子媒体で来ると、消えたり埋もれたりしてしまいますが、紙媒体で届くと、割と手元にあったり、次の人に渡したりできる良さもあるので、希望があれば紙媒体を配布というところで、改めて良かったと思いました。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。

坂田司法法制部付 ありがとうございます。皆様から頂いた御意見にございますように、紙 媒体、それから電子媒体、いずれも一長一短、どちらも利点、それからちょっと懸念すべ き点といいますか、気を付けるべき点があろうかと思います。頂いた御意見を参考にさせ ていただきまして、今後更に幅広い周知、活用していただけるような取組を進めてまいり たいと思います。どうもありがとうございます。 太田座長 ありがとうございます。確かにクリックして関連サイトを引き出せたり、そのためにサムネイルがあるとなると、もうちょっとこの画面も整理がしやすくなるかなと感じます。コラムとかも、位置的にどこに置くかで見栄えや見やすさが変わってくるかなということで、電子版ではもう少し自由度が高まるかもしれないという気はいたしました。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

長戸委員、どうぞ。

長戸委員 私も先ほどの比嘉委員と同じ意見でございまして、新聞も紙とデジタル両方あります。当然もう紙はどんどん無くなっていって、デジタル、ネット等、ウェブサイトが中心になっていくんですが、やはり紙の良さについて、ある教育研究者の方が、紙とデジタルどちらが記憶に残るか調査をしたら、やはり紙媒体なり紙の資料等の方がより記憶に定着しやすいという結果、それを読んだことがありまして、私など古い世代の人間ですので、どうしても紙で何かを読みたいと思ってしまうので、一定数はやはり紙を残していただくと、記憶の定着とかそういう結果もありますので、それを検討していただければと思います。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。

ほかに御質問や御意見はございますでしょうか。

たしかアメリカ合衆国の大学進学適性試験のSATが、今度は電子化するということで、 そのために紙のときと同じように問題冊子画面にアンダーラインを引くとか、メモを書き 込むとかが自由にできるようにするという記事がニューヨークタイムズで出ていましたか ら、法教育リーフレットの電子版でもそういう方向も考えられるかなというのを比嘉委員 の御意見をお聞きしながら感じた次第です。

ほかにございませんようで、ありがとうございました。

次に、令和4年度における法教育授業等の実施件数についてです。当協議会におきましては、参加いただいております各機関、団体における法教育授業等の1年間の取組状況を報告していただき、情報共有を図っているところですが、集計のタイミングが各機関、団体ごとに異なるということで、今回の会議では荒川委員から、2022年度における日本弁護士連合会の取組状況について御報告をお願いしたいと思います。

では、荒川委員、お願いいたします。

荒川委員 委員の荒川でございます。日弁連市民のための法教育委員会で事務局長を務めさせていただいております。配布されている資料3を御覧ください。この資料は、各弁護士会における学校への弁護士派遣の実施件数をまとめたものです。この調査ですが、弁護士が学校現場に出向いた数を記しているものでありまして、必ずしも弁護士が法教育と定義しているものに限定しているわけではなくて、例えばいじめ予防であるとか、消費者教育の授業なども含んでいるというデータとなります。また、この資料は、各弁護士会から報告のあった数字をそのまま掲載しておりまして、日弁連の側でそこの正確性のチェックについてはつまびらかには行っておりませんので、その点は御容赦ください。

その上で数字の御説明をさせていただきます。資料の一番最後にございますとおり、日本全国の実施件数が2,330、参加人数が21万7,957、派遣弁護士数延べ4,641となっています。各弁護士会によって集計方法が違うのではないかと思われる部分も

ありますので、実数として本当にこれだけあるかということについては若干疑問がないわけではないんですけれども、その点を仮に差し引いたとしても、昨年御報告させていただいた件数、昨年は実施件数が1, 873、派遣弁護士数が延べ4, 049ということになっておりましたので、実績は明らかに増加しております。各弁護士会の方で活発な活動が行われているのではないかというふうに思っております。

その理由について、横断的な分析を行っているわけではございませんけれども、一つには、新しい学習指導要領が浸透いたしまして、答えを教える授業ではなくて考える授業、議論する授業が学校現場で必要になったということが一つあるのかなというふうに思っております。学校現場で、こういう授業が浸透してきたとはいえ、まだまだ教員の皆さんの中にはこういう授業を苦手とされている方が多いものですから、やはり外部講師という形で弁護士会が出向く、そのような場面が増えているのかなというふうに考えております。もともと弁護士会が行ってきた法教育活動、これに対する広報が充実してきたということと、このような学校のニーズとがマッチしてきているということも考えられるのではないかと思います。

弁護士会における出前授業につきましては、各弁護士会が創意工夫を凝らして行っているものでありまして、日弁連としてはトップダウンで、こういう授業をやってほしいということを言うのではなく、弁護士会が出前授業を行いやすいようにサポートをしたり、あるいは教材を研究して各自の役に立ててほしいと、そういうような活動を行っているところでございます。このような形で弁護士、弁護士会と学校現場の連携が広がっていきまして、それが更なる法教育の普及に役立てるものであれば、日弁連の立場としては大変幸いなことだというふうに考えております。

私からの御報告は以上とさせていただきます。よろしくお願いします。

太田座長 ありがとうございました。ただいまの御報告について御質問、御意見等がございます方は、挙手でお願いいたします。

野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 立教大学の野澤です。御報告どうもありがとうございます。弁護士会の積極的な 取組、大変すばらしいと思います。今回の資料を見ますと、随分大学にも派遣されている ケースが多いようで、法教育というとどうしても高校生、中学生という感じになるのです が、大学も、もちろん法学部ばかりではありませんし、それから、特に1年生、2年生な どは成年年齢の引下げで18歳、19歳という方も結構いらっしゃいますので、法教育が 大事かなと思っています。そういう意味で、今回かなり大学にも派遣されていることで、 ますますこういう活動を広げていっていただければと思います。どうもありがとうござい ます。

太田座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

髙橋委員、どうぞ。

髙橋(文)委員 司法書士会、髙橋です。すごいなという感想、数的にも。学校側の弁護士会へのアプローチの方法とか、余り積極的に売り出しているわけではないんでしょうけれども、その辺の申込みの仕方とか、あとリピート校とか、毎年やっているかとか、その辺の状況が分かれば教えていただきたいのですが。

荒川委員 御質問ありがとうございます。募集の方法としては、日弁連というよりも各弁護士会が工夫を凝らしています。幾つかのパターンがあろうかと思いますけれども、例えばホームページに、こういう授業をやっていますという紹介を掲載して、申込みのフォームから申し込むとか、申込書をダウンロードしてこれをファクスで送ってくださいというような形でやっているところもございます。あるいは各学校現場のほうに、個々の弁護士会の法教育委員会が、法教育に関する広報誌を送付した上で、実際にやっている授業の中身であるとか、我々の活動というのを広報しているようなパターンもございます。とはいえ、意外とアンケートを取ると、授業をやりたいんだけれども、まだアクセスの仕方が分からないという回答が出てくることもままございまして、それについてはやはりこれからいろいろな形でさらに創意工夫を凝らしていかないといけないかなというふうに思っています。やはり、より多くの児童生徒に法教育を広めていくために、弁護士会としても努力を怠ってはいけないというふうに考えている次第でございます。

以上です。

太田座長 よろしいでしょうか。

髙橋(文)委員 毎年継続している学校があるかとか、その辺はどうでしょうか。

荒川委員 そうですね、その学校に対して継続的にどうですかというアプローチをしている 弁護士会もあろうかと思いますけれども、法教育の授業の特性といたしまして、やはりや る気のある先生が何度もお願いをしてくださるというパターンが多いのではないかなとい うふうに思っております。それゆえに属人的になり過ぎるというところが一つ課題とも言 えるのかもしれませんが、法教育に大変興味を持っていただいている先生と連携も取りな がら、しっかりと継続的な関係を築くことも必要なことですし、有意義なことだなという ふうに考えております。また、その先生を中核にして口コミで広がっていくというパター ンも多分あろうかと思いますので、そういう先生との関係は、やはり大事にしていかない といけないなというふうに思います。

太田座長 よろしいでしょうか。

髙橋(文)委員 ありがとうございます。

太田座長 ほかに御質問はございますでしょうか。

弁護士会ADRの場合、スキルや情報などの共有の場として全国仲裁センター連絡協議会が毎年開催されていますが、弁護士会の法教育活動についても、スキルや情報などの共有の場、あるいはトレーニングの共有の場というものは日本弁護士連合会にございますのでしょうか。

荒川委員 御質問ありがとうございます。確かに紛争解決センターなど、各弁護士会にそのようなADRの組織がありますけれども、そこと法教育委員会が連携しているという例は余り聞かないように思います。むしろ連携するというよりも、一種、紛争解決の手段の体験という形で、法教育の授業として既に採用されているというようなことのほうが多いのかなというふうな気がします。連携できる場面がどういうところであるのかということは、一つ考える余地はあろうかと思いますけれども、現実論としては余り、例はないとは断定できませんが、少ないのかなというふうに思います。

太田座長 ありがとうございます。

長戸委員、どうぞ。

長戸委員 産経新聞の長戸と申します。今回のこの報告を拝見しますと、特別支援学校への 授業が増えている感じがいたしまして、それから盲学校での法教育の授業というのもある のを拝見しました。この法教育の実施対象が広がっているというのは非常にいいことだと 思いますし、特に社会的に弱い立場に置かれがちな生徒さん、若い人たちでもこういう授 業というのはますますやっていってほしいなと思った次第です。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。何かリアクションがございましたらどうぞ。

荒川委員 どうもありがとうございます。これから社会に出ていくに当たって、何らかの形でハンディキャップを持っていらっしゃる方にも法教育を広めていくというのは、極めて大事なことだなというふうに思っている次第です。そのあたり、今後も弁護士会の方で創意工夫しながら、今、御意見をいただきましたとおり、活動していければなというふうに思っております。ありがとうございました。

太田座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

ありがとうございます。では、次に参りたいと思います。

次は、学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会の解散について、事務局から報告 をお願いいたします。

坂田司法法制部付 それでは、学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会の解散につい て御報告をいたします。

委員の交代等もございまして、部会につきましてつぶさに御承知でない方もいらっしゃるかと思いますので、まずは部会の概要から簡単に説明をさせていただきます。会議資料4、学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会設置紙を御覧いただければと思います。この部会につきましては、小学校、中学校、高等学校等の学校授業において活用できる刑事模擬裁判教材の作成を目的といたしまして、当協議会第47回会議において立ち上げが決定され、令和3年12月に活動を開始いたしました。部会設置の背景には、令和4年度から高等学校において公共の科目を新設することを含む新たな学習指導要領が開始されたこと、そして、裁判員対象年齢の18歳への引下げが予定されていたということがございました。

部会では、小中高の各課程の現役の学校の先生方、そして法学研究者、教育学の研究者の先生方、そして法律実務家等といった方々を委員にお迎えいたしまして、学校授業において模擬裁判を取り扱う意義ですとか、その位置付けに関して整理、検討を行うとともに、教材で取り扱う罪名、シナリオ、視聴用動画の構成、生徒向けの課題、教員向け資料等、多岐にわたる内容につきまして、部会員の皆様に御意見を頂きながら教材作成を進めてまいりました。教材は昨年、令和5年3月に、小学生向けのもの、中学生向けのもの、高校生向けのもの、それぞれの模擬裁判教材が完成いたしました。教材の内容につきましては、会議資料5「もぎさい」教材の紹介ペーパーを御参照いただければと思います。なお、このペーパーにつきましては、昨年7月に最高裁判所、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、法テラス及び当省刑事局に対して教材の周知依頼を行った際に利用しております。続きまして、本年度における「もぎさい」部会の活動状況についてでございますが、前回の本協議会で御報告いたしましたとおり、部会において、「もぎさい」法教育教材をよ

り効果的に周知広報する方法として、例えば法教育関係発信サイト等への教材情報の掲載、 あるいは学校の先生方の教員研修での周知、あるいは各学校で実施している公開授業等の 場で活用していただく、こういった御意見が挙げられたところ、それらに関連した周知広 報活動を行っております。

一例といたしましては、まず商事法務研究会が運営している法教育フォーラムサイトへの教材の掲載、そして群馬県高崎市における小中学校初任者研修、これは学校の先生方の研修でございます、こちらでの法教育及びこの「もぎさい」教材の紹介、そして東京都江戸川区の中学校における公開講座を利用した出前授業の実施等がございました。

最後に、今月8日に開催いたしました「もぎさい」部会において、事務局で「もぎさい」教材の積極的な周知広報を今後も継続的に行っていくこと、また、本協議会に対して本年3月をもって部会を解散する旨の上申を行うことで全会一致いたしました。「もぎさい」部会につきましては、さきに御説明させていただいたとおり、小中高の各教育課程において児童生徒の発達段階に応じて授業で活用できる模擬裁判教材を作成するとともに、その周知方法等について検討を行う目的で活動を開始いたしましたが、その目的についてはおおむね達成されたと考えられることから、本日の協議会における委員の皆様の御了解をもちまして、本部会を解散したいと考えております。

事務局からは以上でございます。

太田座長 どうもありがとうございました。ただいまの御報告について、御質問や御意見の ある方は挙手をお願いいたします。

髙橋委員、どうぞ。

髙橋(直)委員 中央大学の髙橋でございます。この部会の座長を務めさせていただいた関係で、一言申し上げさせていただきます。

ただいま坂田部付から御紹介がありましたように、2年余り、会議として都合9回開催したかと思います。たくさんの分野からの委員の先生方、積極的に参加していただきまして、会議体としては非常に建設的、生産的な御議論ができたというふうに思います。一種のシナジー効果があったように思います。また、会議以外のところでも委員の先生方、そして事務局の皆様の非常に献身的な協力がありまして、ある委員の方なんかは私も何十回とその会合に出ましたというふうなこともおっしゃっていましたけれども、非常にそういうふうに御尽力いただきまして、おかげさまで成果物としても非常に良いものができたのではないかというふうに考えております。

先ほど御紹介がありました最後の会議の際に、今後の課題というようなことで、やはりこれだけいいものができましたので、もっと周知して利用していただくということが重要だろうと、あわせて、利用していただいた先生方も非常に熱心な方で、またスキルも高い方が多いということから、これまで実際にやっていただいた限りでは非常にいい効果が得られたのではないか、結果が得られたのではないかと思いますけれども、これが普及していったときに、果たして同じような形で利用していただけるかどうかと、そういうあたりの利用していただくための教員の、スキル向上というよりはサポートの問題なのかもしれませんけれども、そういう体制をどうするのかというふうなことや、教材もブラッシュアップしていく必要が今後あるだろうというようなことを確認して閉会に至ったということでございました。

非常に良い教材ができたというふうに思いますので、今後活発に利用していただければなというふうに思った次第でございます。以上でございます。

太田座長 ありがとうございます。ほかに御意見、質問等はございますでしょうか。 野澤委員、どうぞ。

野澤委員 立教大学の野澤です。この教材を作るのは大変御苦労があったと思いますし、結果として大変良い教材ができたのではないかと思います。今、髙橋座長の方からもお話がありましたように、多分これを実際に使うとなると、教員にとってハードルがあるのではないかなという感じがします。単に紙で何か見る、何か教えるような教材と違って、実際にみんなで模擬裁判をやっていくというのは、大変な部分があるのかなと思っています。そういう意味では是非、先ほどもお話がありましたように、サポートというか、これから多分いろいろ作られると思うのですが、補助教材とか、教員にどのように模擬裁判教材を使っていただくかということを明確に示していただければ、と思います。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会から活動の満了に伴う解散の 申出がございましたので、部会を解散することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会につきましては、本日をもって解散することといたします。部会の解散に伴い、2年と3か月ほどにわたり座長をお務めいただきました髙橋直哉委員から、部会を代表してお言葉を賜ることができればと思います。

髙橋委員、お願いいたします。

髙橋(直)委員 発言の機会を与えていただいてありがとうございます。先ほど申し上げましたけれども、この部会は委員の方々が非常に熱心に参加していただいたので、作業部会としても会議体としても、かなり理想に近い形で運営がなされていったというふうに思います。ただ、その反面において事務局の方にかなり御負担をお掛けしたというようなことも感じておりまして、その点は感謝を申し上げますとともに、申し訳ないなというふうに思うところもございます。今、閉会をお認めいただきましたけれども、この教材が今後、現場で十分に活用していただくことを祈念しております。皆さん、どうもありがとうございました。

太田座長 ありがとうございました。

では、次に、高校生向けデジタル教材企画検討部会の活動状況につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

坂田司法法制部付 それでは、報告事項の最後のものになりますけれども、高校生向けデジタル教材企画検討部会の活動状況について御報告をいたします。

先ほどの「もぎさい」部会に関する報告と同様、今回から御参加いただく委員、途中交 代された委員等もいらっしゃいますので、まずは部会の概要について簡単に説明をさせて いただきます。お手元の会議資料6、高校生向けデジタル教材企画検討部会設置紙を御覧 いただければと思います。

この部会につきましては、高等学校用の冊子教材に対応する視聴覚教材、動画等を用いた教材が未作成であることや、GIGAスクール構想に基づいて学校現場のICT化が順次進んでいる中で、これに対応した教材を提供していく必要があること等を踏まえまして、昨年3月の第50回の本協議会において部会の設置が決定され、昨年5月から活動を開始したものでございます。お手元の設置紙の2枚目にございますとおり、部会委員として高等学校の教員の先生方、法学研究者、教育学の研究者の先生方、そして法律実務家といった方々に御参画を頂きまして、既存の高校生向け冊子教材の内容を生かす形で、学校のICT環境を最大限利用した教材形式の在り方、そしてその内容等について検討を行っていただいております。

部会の具体的な活動状況についてでございますけれども、昨年5月の第1回会議、そして6月の第2回会議を経て、教材形式の骨子を策定いたしました。その後、委託業者の調達を実施した後、9月に実施いたしました第3回会議、そして11月に実施いたしました第4回会議において、デジタル教材のデモページ、そして新たに作成する視聴用動画の構成について検討を進めました。本年1月からは、現役教員の部会委員に御協力を頂きまして、茨城県内、そして東京都内の三つの高等学校において、現在作成中の教材を使用した試行授業を実施いたしまして、その後、本年2月の第5回、第6回会議において、その試行授業の結果等を踏まえた教材に対する修正意見を確定いたしました。

本年度における部会の成果といたしましては、教材の型式として法教育ポータルという 骨格を定めたこと、そして、題材について、既存の冊子教材への内容のうち、ルール作り、 そして私法と契約、それぞれの分野から一つずつ題材を選定し、法教育ポータルで利用で きる教材として完成させたことでございます。

今後の目下の予定といたしましては、本年度に骨格を定めたポータルサイトについて、 学校現場における実践や聞き取り等を通じて、更に使いやすいものへとブラッシュアップ を進めるとともに、追ってこの後協議いただきます紛争解決・司法の題材について、法教 育ポータルへの掲載を見越した教材として整理、検討を進めていまいりたいと思います。

それでは、これから事務局において、現在作成している法教育ポータルのデモページについての操作説明をさせていただきます。お手数ではございますけれども、オンラインで御参加いただいている委員の皆様におかれましては、通信の負荷を軽減する関係で、一度カメラをオフにしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局(黒田) 事務局でございます。ただいまから、従前メールでお送りをしておりますポータルサイトについて、その機能を簡単に御説明をさせていただきます。オンラインで御参加の委員の皆様、法教育ポータルの画面は映っておりますでしょうか。もし御覧いただけていない場合は、挙手ボタン等でお知らせを頂ければと思います。会場に御参加いただいている委員の皆様におかれましては、スクリーンを御注視いただければと思います。

こちらが本年度作ったデモページ、デモサイトですが、法教育ポータルと銘打って、高校生向けの既存の冊子教材のうち、ルール作り、私法と契約からそれぞれ一つずつ題材を選択して、動画教材若しくは問立て等、教材化を行ったものでございます。

ちょっと教員用のログインをさせていただきます。こちらが今、教員としてアカウント を有してログインをした状態になります。授業の準備をするに進みまして、これは事前に もう本日用にクラスを作っているものなんですけれども、先生の作業としましては、実際にクラスで使う際に、クラスの構成員のお名前ですとか、あとは人数等を登録していただいて、その授業専用のクラスを作成していただくような形になります。こちらの部会の中でも検討を進めていただいたところなんですけれども、クラス作成の際にはこのように、生徒用のURLといいまして、個別に作成したクラスごとに別個のURLが発出されるような形になります。先生はこちらのURLを適宜の方法でクラスの授業を行う生徒さんに提供していただいて、生徒さんはこちらのURLからログインをそれぞれしていただくという形になります。

このように、これはデモページで本日の説明用に作ったものなんですけれども、生徒さんの人数に応じてIDを作ったものになりますが、それぞれのIDとそれぞれのパスワードというのが自動で付与される形になります。こちらの発行したIDとパスワードにつきましては、ちょっと本日は画面共有の関係でそこまでやらないんですが、個別でPDF、若しくは全体が映る形で一覧のPDFというような形でダウンロードが可能ですので、これは対象者が今、番号を付した形で、特定がされない形で表記をしているんですけれども、例えば、後ほど生徒から提出されたもので評価をしたいとかという形で、個別に氏名を付すような形で登録をする場合は、個別のPDFで出してそれぞれの生徒に渡していただくような形で対応もできますし、そのような特定性を要しないような場合であれば、一覧のPDFでファイルを共有していただいて、それぞれ生徒がログインするためのID、パスワードを共有いただけるようになっております。

こちらでクラスの登録を行った後、実際に授業のときにお使いいただくものとしましては、こちらにコースが二つできているんですけれども、本日は私法と契約の方の御説明をさせていただきます。これは高校生用の冊子教材に出てくる桃太郎の題材をベースとしまして、契約について学ぶような内容になっております。現在のところは目次として、まず最初におさらいの資料というのは、授業中に動画で流れた内容とかを追って確認をするための資料を格納しているものになります。目次だけ先にして説明をさせていただきます。導入の動画がございます。こちらでまず、ちょっと授業に入る前に、契約って何なんだろうといったような内容の導入をしていただいて、その後、ワークですね、その後にその先のワークに進むための動画ですとか、ワークの2番目ですとか、あとは最後に参考の動画として、授業内で必須で扱ってくださいという立て付けではないんですが、御参考まで、例えば宿題で見ていただくですとか、時間があれば授業内で見ていただくといったような形で動画を御用意しております。

これは生徒から見てもこの画面が同じものが見られるんですが、例えばワークをするときは、タブレットで生徒はこんな形でワークの内容を確認することができます。もちろん今、教員用のIDで入っているので、先生方においては、クラス内で共有できるモニターですとかスクリーンですとかでこれを映しながら授業を進めるということが可能です。実際にワークの内容自体は、詳細にはちょっと本日は御説明しないんですけれども、こんな形で絵とかも入れられるようになっておりまして、実際にここにフォームがありますので、個別のワークにするかグループごとのワークにするかで回答の内容自体は変わることがあろうかと思うんですが、こちらに入力をしていただいて、回答すると押すと、教員の方で個別に提出されたワークの内容について手元で確認ができるようになります。

ちょっと戻ります。これはオンラインを経由しているので、そこまで、実際1月に試行 授業の方を三つの学校さんでさせていただいたときも、ほぼラグなく確認ができるような 形にはなったんですが、こちらの回答というところから、ちょっと今日の御説明用に、先 に生徒のIDから入って何個か回答を入れている形になるんですが、すみません、ちょっ と読み込み時間掛かっております。

すみません、インターネットの通信の環境なのか分からないんですが、ちょっと表示できそうにないので、口頭で御説明をさせていただきますと、選択式の回答であれば、こちらのボタンをクリックして別のタブが表示されるんですが、例えば1、2、3から選ぶといったような選択の設問であれば、円グラフでその選ばれた回答数等がぱっと表示できるような形になります。先ほど御紹介差し上げたような入力型の記入をするワークであれば、箇条書でこういうような回答が書き込まれましたというのがばっと並ぶような形で表示をすることが可能です。したがいまして、先生においては授業中、ワークの進捗状況を確認するために、ここでどれぐらい今ワークが出ているかというところを確認することも可能ですし、ワークが終わってみんなの内容を発表しようという段になった際に、これをクラスの画面に共有をしていただいて、みんながこんな意見を出していました、答えた割合はこれぐらいでしたというところを先生において表示させることが可能な機能になっております。

すみません、途中トラブルがあって大変恐縮だったんですが、御説明は以上になります。 太田座長 どうもありがとうございます。若干ネットが遅くて大変でしたけれども、ただい まの御報告につきまして、御質問や御意見のある方は挙手をお願いいたします。

坂田司法法制部付 恐縮ですが、オンラインで御参加いただける先生方、カメラをオンにしていただければと思います。

太田座長 御質問や御意見はございませんでしょうか。

では、どうもありがとうございます。先日見たときにはちゃんと動いていたのですが、 今日はちょっと調子が悪いようです。一つ私の方から質問ですけれども、これはトリセツ、 使い方の説明はあるのでしょうか。

坂田司法法制部付 現時点でまだ備えていないんですが、使っていただくに当たって、まず 使用方法ですとか、どういった状況で使えるのかといったところも含めて、やはり何か必 要だというふうには考えていますので、この後の協議事項でも来年度作成する教材の内容 について御協議を頂くところでございますが、来年度も作成を継続いたしますので、その 際に今、座長御指摘の使用マニュアルといったものも併せて作成するようにしたいという ふうに考えてございます。

太田座長 どうもありがとうございました。

質問等ございませんようでしたら、次の二つ目の議題に進ませていただこうと思います。 次の議題は、高校生向けデジタル教材の題材についてでございます。それでは、事務局 から協議事項について説明をお願いいたします。

坂田司法法制部付 それでは、説明させていただきます。今ほどの一番最後の報告事項においてもお伝えをいたしましたとおり、現在、高校生向けデジタル教材企画検討部会では、 既存の高校生向け冊子教材「未来を切り開く法教育」の内容をベースにいたしまして、I CT環境下で利活用可能なデジタル教材としてその内容を再構成することを目指して準備 を進めております。具体的には、視聴用動画の整備でございますとか、問立ての整備の仕 方等について検討を進めていただいております。

冊子教材につきましては、今回資料を付けさせていただいておりますが、大まかに、「ルール作り」、「私法と契約」、「紛争解決・司法」の三つの区分けがなされております。部会で検討した結果、まず本年度中はこの三つの区分けのうち、「ルール作り」と「私法と契約」、これらから優先して一つずつ題材を選択するという運びになりました。「ルール作り」に対応する題材といたしましては、「合意形成を図ろう~どこに橋を作るべきか~」、そして「私法と契約」に対応する題材といたしましては、今ほど画面に表示してございました「~「桃太郎」における桃太郎とサルとの間の契約~」を選択いたしまして、教材化を進めてまいりました。一方、残る大きな区分けでございます「紛争解決・司法」の題材につきましては、来年度に検討を持ち越すこととなりました。

お手元の会議資料7-1、7-2、7-3をそれぞれ御覧いただければと思います。いずれも高校生向けの冊子教材「未来を切り開く法教育」からの抜粋でございます。お手元の資料7-1につきましては、「紛争解決・司法」に共通する冊子教材の概要説明の部分になります。資料7-2は、民事裁判を取り扱う題材、そして資料7-3は、模擬調停を取り扱う題材でございまして、それぞれ冊子教材から抜粋しております。冊子教材には、刑事裁判の題材も収録されていますけれども、こちらにつきましては、昨年度末に「もぎさい」教材を作成していることを踏まえ、次年度の題材としては取り扱わないこととしております。

したがいまして、冊子教材の中から「紛争解決・司法」の題材をデジタル教材化するに当たりまして、刑事裁判を除いた民事裁判と模擬調停のいずれかの題材を選択する必要がございます。先ほど御覧いただきましたデモページの内容等も踏まえまして、民事裁判と民事模擬調停、どちらを題材としてデジタル教材を作成していくべきか、また、それぞれの題材を採用する際にどういった点に留意する必要があるかといった点につきまして、その理由も含めて、広く御意見を伺いたく考えております。些細な点でも結構でございますので、是非多くの御意見を頂けますと幸いでございます。

事務局からは以上でございます。

太田座長 ありがとうございました。それでは、協議に移りたいと思います。ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問や御意見のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

小貫委員、どうぞ。

小貫委員 よろしくお願いします。埼玉大学の小貫でございます。この二つの民事紛争解決の教材ですけれども、民事裁判も模擬調停もすごくよくできているなというふうに思っております。ただ、このデジタル教材をどういうふうな位置付けにするかというところでちょっと変わってくるような気がしております。第1に、このデジタル教材で、法的な知識や技能や考え方を教えて、それで考えたことを回答させるというふうな形があります。第2に、実際にリアルで話合いとか紛争解決みたいなものを学校の中、教室の中でやるときの補助的な位置付けにするという形があります。どちらの位置づけにするのかによって、民事裁判か模擬調停かどちらを選ぶかが変わってくるような気がしています。

この教材だけで完結するんだというような形で考えるのであれば、「民事裁判・けがの

責任をめぐって」というところの方がやりやすいかなというふうに思います。といいますのは、法的な考え方や民事裁判の特徴を習得させるというための教材として素晴らしいと思うからです。1時間で、この教材だけで全部できるんだとするならば、この「民事裁判・けがの責任をめぐって」がいいと思いました。

一方で、仮に教室の中で模擬調停みたいなものをやっていくと、そのときの補助的な位置付けでこのデジタル教材を使うというふうに考えるのであれば、「模擬調停・臭いをめぐる争い」の方が適切かなというふうに思っています。というのは、実際に何か考え方を習得させるのではなくて、使っていくというような形の授業を取るときに、実際にそれは正にテストでは測れない力、能力ということになりますので、それはここで何かの回答をさせるとかではなくて、正に実際にリアルで、この教室の中で模擬調停や様々な話合いを進めていく中で、この教材を素材として補助的に使っていくとするならば、正にこの2の方がいいんだろうというふうに思います。その際は、恐らく回答も多分無くなっていくのではないかなというふうに思います。その際は、恐らく回答も多分無くなっていくのではないかなというふうに思うんですね。飽くまでこういう素材があって、こういう観点で話合いや調停を進めてくださいね、ではやってみましょうという形になるので。なので、実際にこの教材だけ使って授業を進めていくのか、補助的に使っていくのかによって、1か2か選ぶ観点が変わってくるのかなというふうに思いました。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。今の点について、もし事務局の方でリアクションがございましたらお願いします。

坂田司法法制部付 ありがとうございます。確かに、特に模擬調停となってくると、基本的に先生と生徒の間での何か回答のやり取りみたいな使用の仕方というのは、ちょっとずれてくるのかなというところも、今御意見を伺って確かに感じたところでございます。必ずしも何か入力フォームを使ったやり取りを前提としなければいけないということはないとは思いますけれども、デジタル教材としての何か位置付けといいますか使用方法、有効な活用方法というものを前提にしたときに、例えば民事裁判の方がいいのか、あるいは模擬調停の題材を選択するに当たっても、そういった点で何か工夫できる点があるのかということにつきましては、頂いた御意見を踏まえて更に検討を進めたいと思います。ありがとうございます。

太田座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。 磯山委員、どうぞ。

磯山委員 ありがとうございます。二つ意見がありますが、まず、小貫委員の話と関連するかもしれませんが、先ほどのポータルサイトについて、私の理解不足もあるとは思いますが、基本的に恐らく生徒同士がどのようにして確認できるのかということについてはカバーできるものではないように感じました。なおかつ今、文部科学省でもICTを活用する授業の取組を推進していますが、公民科の授業でもやはりチャット機能などをどうやって使うのかなどがこれから、中学校、高等学校でもかぎを握っています。そうして考えたときに、基本的に多分そのような機能はないように理解しました。つまり、ポータルサイトでこれらのことを行おうと考えた場合には、教師が何か工夫をするということがまず前提となっているように思います。そうして考えるとどの教材がふさわしいのかということが

まず一つ、考え方としてはあるように思いました。

二つ目としては、学習指導要領上の観点から私も考えてみましたが、ざっくりとした二つのポイントを示しますと、一つは、どのような紛争解決の手続が適正かということ、もう一つは、どのような解決が公平、公正かということ、これらについて考察して、その基本的な考え方を理解できるようにすることが大切とされている、そういった項目になっていると思います。もちろん「調停」も学習指導要領上は大事だと書かれていますので、大事だなと思いますが、二つを見比べてみたときに、やはりこちらの「民事裁判・けがの責任をめぐって」という方がそのメッセージ性が強いように理解しています。

私の印象と感想になりますが、以上です。

太田座長 どうもありがとうございます。もしリアクションがございましたら。

坂田司法法制部付 ありがとうございます。おっしゃるとおり、先ほど小貫委員の御発言いただいた内容も含めてございますけれども、なかなか生徒同士のやり取りというのが、今年度作成してきた教材の中ではちょっと抜け落ちていた観点といいますか、もともと冊子教材、今年度作成した教材についての中では余り問題とならなかったものですから、本日お二方から御意見を頂きまして、ちょっと観点として抜けていた部分かと思います。なので、こちらも含めて検討させていただきたいなというふうに思っております。

学習指導要領の位置付け等につきましても、やはりこの教材に限らずですが、他の教材を使って何か出前授業、あるいは学校の先生方に対して研修のようなものに私が参加させていただいた中でも、法教育をどのように位置付けるか、その中で何を学べるか、何を教えることができるかといったところは、かなり皆さん興味を持って聞かれている、気にされているところだなというふうにも思っておりますので、そういった観点をしっかりと持って、部会の中でも題材の選択も含めて協議していただければというふうに思っております。どうもありがとうございます。

太田座長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

髙橋委員、どうぞ。

髙橋(文)委員 司法書士会、髙橋です。この模擬調停はすごくいいなと思います。正に法教育は、主体的にいろいろな問題解決に臨まなければいけないということと、合意形成にもつながるものだと思います。調停は譲り合い、互譲の精神でやるものですから、自分の主張を持ちながら相手の考えも受け入れて、そしてその真ん中に調停委員が行って調整をするというようなことで、そういった互譲をしながら紛争解決に臨むというのは、将来的にこどもたちの大きな力になるのではないかなと思いますので、そういった意味で、この調停というのは是非題材として取り上げていただきたいなというのが私の思いです。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。何かございましたらお願いします。

坂田司法法制部付 ありがとうございます。昨年、「司法と紛争解決」の中からどの題材を 選択するのが良いかについて、部会委員から御意見を伺ったことがございまして、そのと きはちょっと結論は出なかったんですけれども、調停について押される先生方もおりまし て、やはり調停が良いというふうに言われた方は正に今、髙橋委員がおっしゃったような 合意形成、互譲の関係も含めて、合意形成を図っていく必要な能力が養われる、実際にや ってみると生徒同士で盛り上がる、今回デジタル教材としてどういったような形にしていくかというのは、また追って検討が必要なんですけれども、そういったようなところで、正に法教育の精神を体現している、こどもたちに身に付けてほしいものが入っているという御意見がございました。なので、もし模擬調停を選ぶことになれば、そういったものを最大限生かしたものにしていければなというふうには思っております。ありがとうございます。

太田座長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。 荒川委員、どうぞ。

荒川委員 荒川です。こちらに書かれているように、目標として、第三者の立場で当事者の 言い分を公平に理解し、争点を整理して法に基づいて紛争を解決する力と書かれています ので、それに合致する教材としてどちらがいいのかなということを私なりに考えていくと、 やはりいろいろな解決があり得るという意味では、模擬調停の方が私は優れているのでは ないかなというふうに思ってはいるのですが、これをデジタル教材として作っていくイメ ージが私の中に余り湧いていないんです。

今、御承知かとは思いますけれども、民事裁判自体もIT化が広まっていて、争点整理や口頭弁論についてもウェブ上でやり取りをするということが可能となって、それによって裁判官が判断するというシステムが作られようとしています。かといって、デジタル教材の中で生徒に書面を作らせて、その書面を総合に見て、間に入った裁判官役の生徒が何らかの和解案を出すというのは、どうなのでしょう。やはりそこは、生徒同士の生の対話があって、そこでいろいろなやり取りをしていく中でいろいろなアイデアが生まれてくる、そういう過程をやはり味わってほしいなと。世の中、いろいろな解決の仕方があるんだと、人それぞれが様々な意見を持っているんだということを、やはり体感してほしいなというふうに思うんです。

それを、デジタル教材でどういうふうに体現していくのか。これはむしろ、部会の方でどういうアイデアが出てくるのかによるところなのかなと思いますけれども、出てくるアイデアを拝見しないことには、御意見を申し上げるにしても、ちょっとイメージしにくいというのが、申し訳ないのですが、本音のところです。一回部会の方で議論をしたというお話が先ほどありましたけれども、どういうデジタル教材としてどういうやり方があり得るのか、その辺りの意見がもし出ているようであれば、教えていただければと思います。以上です。

太田座長もし今お答えできるようであればお願いします。

坂田司法法制部付 お答えいたします。部会では、まず具体的にどの教材をどういうふうに やっていくかということ自体は、そこまで議論が進んでおりません。そもそも部会の中で、 最初期の業者を調達する前段階において、予算と工期の関係もございまして、行く行くは 冊子教材を全てデジタル教材に移行できるような形になれば、それが一番理想だと考えて はいたものの、まずはやはり優先順位を付けてやっていくというところで、どの教材を選 ぶのがいいかについて、まず単純に意見交換というか、決を採ったというところでござい ます。ですので、正に今、荒川委員が御指摘になったような、デジタル教材にしていくに 当たってはどういったようなイメージというところまでは、そもそも意識した議論ができ ていなかったように思います。

なので、非常に重要な御指摘だというふうに私も今感じておりまして、部会においてデジタル教材としてどの題材を選ぶかという話をしたときは、今作成している法教育ポータルサイトのイメージもまだできていなかった頃ですので、部会員の間でも、単純に民事裁判がいいのか、模擬調停がいいのかという、題材自体どちらを高校生にやってほしいか、単にどの題材が生徒さんにとって学習効果が高いかという観点からのお話になってしまい、そうした視点とは別に、デジタル教材として活用する上でどちらの題材が適切かといった点に関しては、そこまで意識した意見が出なかったのかなというふうに思っています。

現時点では、物ができてきた関係で、ポータルサイトのイメージが部会の中でもできてきておりますので、それを踏まえて、正に今御指摘いただいたような、デジタル教材として取り扱うものを考えたときにどちらがふさわしいのかといったような観点も含めて、部会員の中でもう一度協議できればなというふうに思っております。

以上でございます。

太田座長 よろしいでしょうか。

荒川委員 荒川です。弁護士の立場として、実際裁判がウェブ手続に変わっていった過程の中でどういうことを考えているかということを、少しお話しします。もちろん法廷に行かなくてよくなったので、利便性は高まりました。ただ、これまでは法廷に行って手続が終わった、その後に代理人間で話をしたりとか、そういう事実上の会話の中で解決のヒントが生まれてきたり、現にそういう体験を何度もしてきました。ウェブに全部切り替わるということは、もちろん利便性としては高いことなんですけれども、そういう生のやりとりが急速に失われてきた。書面で出てきたこと主張しか解決の糸口がなくなってしまうというのは、紛争解決という観点からしたら、何というんですかね、駄目と言ってはいけないんでしょうけれども、ちょっと寂しいなといいますか、解決が難しくなるような事案も増えてきたかもしれないという実感があります。漠然とした言い方になってしまって申し訳ないですけれども、やはり実際に会って話をしていく中でいろいろな解決が導かれる、そこの部分は、繰り返しになってしまいますけれども、生徒に体験させる方向で生かしていただけるといいのかなというふうに私は思っています。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。

大山委員、どうぞ。

大山委員 どっちを選ぶかというのはかなり難しいというふうに思っているんですが、選ぶ際の観点として一つ、教育現場の立場から一言言わせていただきたいんですけれども、ちょっと迂遠な前提になってしまうかもしれないですけれども、僕は法教育推進のために一番大切なのは、もちろん生徒にどういう教材を与えるかということも大切だとは思うんですけれども、何よりも、法教育に限ったことではないんですけれども、学校現場における優れた法教育の担い手、指導者の育成というのが絶対不可欠だと思っているんです。たとえ弁護士会と連携して出前授業、出張授業をやるような場合でも、やはり担い手の連携の仕方、力量等も問われると思うので、優れた法教育指導者の育成というのは不可欠だと思っているんです。

僕自身は全国の公民科社会科教育研究会の会長をしているので、今回のデジタル教材企

画検討部会の構成員の中にも、公民科の優れた淺川先生とか久世先生に参加していただいているところなんですけれども、恨み事を申し上げると、専門性の高い教員、例えば法教育、主権者教育、経済金融教育、いい担い手が出てきたなと思うと、大体大学に引っ張られてしまうんです。現場にそういう専門性の高くてみんなの範になるような教員がいなくなってしまう。優秀な教員というのは、もう一つは管理職になってしまうので、管理職になると授業をやらなくなってしまうので、学校経営に行ってしまうので、最終的に教えることのプロが不足し、法教育においても推進に支障が出てくるというような感想をとても強く思っているんです。

前回にも申し上げたんですけれども、そういう法教育指導者の育成を積極的に図っていくのであれば、例えば日銀の金融広報中央委員会のように、例えば教科調査官と大学の先生と高校の指導力の素質の高い教員で構成されたメンバーで、例えば金融教育プログラムというのを作って、今も作られつつあるんですけれども、そういったことを行うとか、それから文部科学省がやっているように、新学習指導要領に係る各教科、科目の評価のための資料作成協力者会議というのを推進して、さっきも言ったような教科調査官、大学の先生、高校の指導力の素質の高い教員でメンバーを構成して資料を作っていくと、そういった中で、法教育に関して言うと、指導者も育成されるんだろうなと思うんです。だから、デジタル教材企画検討部会というのもそういう場になるといいなと思っているんですけれども、このデジタル教材ができた後に、僕は絶対必要だと思っているのは、文字とかの教師用の指導資料というのは多分、余り用に立たないというか、役に立たないというようなところがあって、絶対に必要だと思っているのは、優秀な教員によるこのデジタル教材を使ったデモ授業の動画とかを広くいろいろな教員に見せることだと思っているんです。

その場合に、やはり優秀な教員が担い手となってデモ授業をやって動画を作って、導入にはこういうことが大切だとか、展開にはここが使えるとか、終末ではこういうふうなまとめ方があるというようなことをやっていく場合に、やはり最適なのが、調停よりも裁判だろうなというふうに思えるんです、そういう観点から見ると。調停についても、非常に力量の高い教員だったら、これについてうまく使いこなせるからという思いも持っているんですけれども、とにかく優秀な教員がデモ授業をやって、それを全国の公民科や家庭科の教員に広めていくという観点で言ったらば、やはり裁判なんだろうなという、僕自身は思っています。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。もしリアクションございましたらお願いします。 坂田司法法制部付 ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。デモ授 業の関係で申し上げますと、今回のデジタル教材に限らず、既に既存の教材についても言 えることなんだろうというふうに思っております。

一つちょっと悩ましいなと思っているのは、正に大山先生がおっしゃるようなところは、私どもは非常に重要だなと最近内部で話をしていて、考えているところでございまして、備え付けたい一方で、デモ授業のやり方にもよるんですけれども、例えば実際の生徒さんの授業でやると、どうしてもプライバシーの関係等で、それがずっと動画で残るというのもなかなか問題があるのかなというふうには思っておりまして、その場合に、生徒さんに対するデモ授業ではないものというのでやってみるというようなやり方も、いろいろあろ

うかとは思いますので、ちょっと検討していきたいというふうに思っております。

いずれにせよ、おっしゃるように、紙で何か、何分で生徒にこういう説明をして、生徒からこういう意見が出たらこう対応してというものも、それはそれで意味がないとは思わないんですけれども、実際にどういうふうに授業を進めるかというものについても、何かデモ授業で動画を見ていただいて、こういうふうにやるのかというのを理解していただくというのは非常に感覚的に分かりやすいのかなというふうに思っておりますし、今回、例えばデジタル教材として法教育ポータルを完成させていく、更にブラッシュアップしていく中で、そういった動画も登載できるようなものになっていければなというふうに思っております。御指摘ありがとうございました。

太田座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

私の方からちょっとよろしいでしょうか。民事裁判か民事調停かと、エントヴェーダー・オーダー(二者択一)という感じですけれども、どうもこの教材の構想を見ると、民事裁判の中にも和解手続があって、和解手続というのは裁判官が調停をするわけですから、民事裁判と調停の両方を教えるような教材もできるのかなと感じました。

というのも、シンガポール条約が批准されて、仲裁法も変わったし、ADR促進法も変わって、一定の条件の下では、国際ビジネスに限らず日本の国内調停も、認証団体の場合は調停に執行力が付くというようになっています。そうするとADRでの調停も、訴訟上の和解や民事調停とかなり近いものにもなりうると思います。ですから、そこをどう位置付けるかと考えると、民事裁判で裁判官による和解勧試も含める、裁判と調停を一緒に教えることは可能かなと思います。ただ、教材として長くなる可能性があるのが問題の一つです。

それが一つ目の御質問で、もう一つ質問よろしいでしょうか。この教材の使い方として、例えば生徒さんも裁判官になり、生徒さんも調停人になるのか、あるいはフィッシュボール(模範演技)のような形で、先生は調停人とか先生は裁判官役をやって、生徒さんが当事者とか申立人になるのか、使い方はいろいろあると思います。けれども、去年高校の法教育で労働調停を模擬でやったときに、まず先にやはりアクティヴ・リスニングとかリフレーミングとかパラフレージングのような様々な調停の技法をしっかり教えておかないと、調停人をやれと言っても生徒はきょとんとするだけなんですね。その点、裁判官が裁判をするというのは皆さん大抵イメージがあるものですから、生徒さんも入りやすい気がします。調停については、その点が少し気になっていまして、どういう使い方を想定してこの教材を構想されているのでしょうか。それが二つ目の質問です。

坂田司法法制部付 ありがとうございます。まず1点目でございますけれども、確かに御指摘のとおりといいますか、今御意見いただいて、なるほどというふうに私も感じていたところでございます。民事裁判の題材の中で調停的な部分も取り上げていく、あるいはその間立てを整理して入れていくという形の扱い方ですとか、教材の構成というのも当然、選択肢、可能性としてはあり得るのかなというふうに、御指摘を頂いて、なるほどと思った次第でございます。

当然ながら教材、現在あるものをそのままデジタル化するのと比べると、どうしても手間等は掛かってくる、手間といいますよりも、どういうふうなものを作っていくかという

ことについては改めて検討しないといけないので、どうしても難しい部分は出てくるかなというふうに思ってはおりますけれども、いずれにせよデジタル教材に移行するに当たって、この冊子教材自体も作成してから多少時間がたっているというところ、それから、当然デジタル形式の中でどういったものがいいのかというところで、内容あるいは問立てみたいなものはいずれにしても見直さなくてはいけないところですので、今正に座長に御指摘いただいたような点も含めて、何か教材として更に新たに再構成できるものがあれば、そちらについても部会の中で検討させていただければというふうに思います。

それから、2点目でございます。模擬調停を仮に取り扱う場合に、役割といいますかそういったものをどうするのかというところについては、現時点で、当然ながらデジタル教材の中でどうするのかというところについては、まだ定まっているわけではございません。それも含めての検討なのかなというふうには思っています。例えば、さきに作成した「もぎさい」教材につきましても、これはデジタル教材とは若干観点が違うかもしれませんが、使用方法につきましては何通りか考えられるところでございまして、検察官役、弁護人役に分かれて、それぞれの立場から検討、意見を表明するということも可能ですし、単純に裁判官、裁判員役として、どちらが有罪かというようなことを考えるというような取扱いもできるようなところでございました。問題は、デジタル教材にした際に、いろいろな役割の位置付けというのは可能かなとは思うんですが、その場合にデジタル教材、単に動画を見るだけであれば、いろいろな役割でやってみようということで何通りか用意できるかとは思うんですが、デジタル教材の機能を生かしてとなったときに、役割を変えていろいろなやり方ができるというのでどこまでのメニューが提供できるかというところは、考えていく必要があるのかなというふうにも思いました。

小貫委員から一番最初に御指摘がございましたが、やはりデジタル教材としての位置付け、何か補助教材として使うのかどうかといったところにも関わってくるところかなというふうには思いますので、正に今、座長に御指摘いただいたような、そういったようなところも含めて、デジタル教材としてどういう形式がふさわしいのか、模擬調停を選択するかどうかを選ぶ際、あるいは選択するということが決まった際に、改めて検討させていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

太田座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

では、もう1点よろしいですか。申し訳ないです、司会者がこんなことを言っていいのか分かりませんけれども、こういう教材ってやはり楽しくないといけないと思います。そうすると、ちょうど法科大学院で質問しながら授業を進めるように、画面にぴろぴろとクエスチョンと回答選択肢が出てきて、それを選択すると「お見事、大正解!」とか、「おっと残念、惜しい!」というのが出てくるとか、そういうゲーム的な側面ですね、そういうものも組み込むかどうか、です。とりわけ今、ChatGPTをはじめとする生成AIを使うと、あたかも本当の生の人間が向こう側にいるようにインタラクションできるようですし、実際アメリカ合衆国などですと、調停人役をAIがやって、さっき言ったリフレーミングとかパラフレージングを実際にAI調停人が実践して合意案の選択肢を出してくれるというシステムも作られているようです。そういうものも検討の対象にできるでしょうか。確かに、お金が何億円になるか分かりませんけれども、それをちょっとお聞きした

いと思います。

坂田司法法制部付 ありがとうございます。この教材にどの程度の予算が付くかというところはほかとしてですが、おっしゃるように、非常にこのデジタル教材の活用の仕方という中では、どういった機能を求めるか、それは学校の先生が使いやすいというところも、もちろん今まで検討してきたところでございますけれども、正に座長がおっしゃるような、使ってみて楽しいというところでは、デジタル教材ならではの部分というのを生かせれば非常にいいかなというふうに思っております。内容的には、「司法と紛争解決」のところで答えを出すみたいなところになってこないと、正解みたいな感じにはならないんでしょうけれども、それはさて置いても、飽くまで一例としての御指摘だと思いますので、そういったような何か視覚的にも楽しめるようなものを含めて検討していければというふうに思っております。

太田座長 どうもありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

小貫委員、どうぞ。

小貫委員 この民事紛争解決について、特に模擬調停を仮にデジタル教材化する場合のところなんですけれども、この教材で、理性的な話合いというところが現実になかなか難しい場面が出てくるというのがあると思うんです。なので、認知バイアスに気付かせてあげるというのも、また重要かなというふうに思うんです。この教材自体には書いていないんですけれども、デジタル化されるのであれば、「バイアスがかかっていないかちょっと振り返ってみましょう」、みたいな一言を入れるだけで、またちょっと違ってくるのかなというふうに思いました。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。何かリアクションあればお願いします。

坂田司法法制部付 ありがとうございます。問立てですとか、生徒への問い掛け方みたいな ものも、デジタル教材を作成するに当たって、今作成したものを見直ししながら作成して おりますので、そういった点につきましても、その際に委員の先生方あるいは部会員の先 生方から御意見を頂いた上で検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

太田座長 ありがとうございます。ちょっと補足しますと、相手が何でそういう感情的になっているのかとか、相手の本当のこだわりはどこなんだろうかというのを考えさせるというのが、実は調停人として非常に重要なスキルです。そうすると、デジタル教材でも、相手の発言に対してぽんと質問が出てきて、あなたは今聞いてどう思いましたかとか、相手が今のようなこと言ったのは何ででしょうかと、それを質問するようなシステムというのは、割と交渉とか調停、あるいは裁判における和解についていいトレーニングになるのかなと、小貫先生のお言葉を聞いて感じたのですけれども、そういう方向も考えられるかなと思いました。いかがでしょう。

坂田司法法制部付 ありがとうございます。是非参考にさせていただきたいと思います。 太田座長 ありがとうございます。

ほかに質問、御意見はございますでしょうか。

どうもありがとうございました。司会が勝手にしゃべってしまって申し訳ありませんで した。事務局におかれましては、本日委員の皆様から頂いた御意見等も踏まえ、部会の野 澤座長の下、引き続き適切に取組を進めていただくようお願いいたします。

なお、題材の選択につきましては部会の野澤座長に一任するということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

どうもありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。野澤先生、よろしくお願いします。

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了いたしました。

委員の皆様からほかに、あるいは全体につきまして、何かございましたら挙手をお願い いたしたいと思います。

どうもありがとうございました。ないということで、よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局からお願いいたします。

坂田司法法制部付 それでは、最後に事務局から日本弁護士連合会の荒川委員の御退任についてお伝えをいたします。荒川委員におかれましては、今回の協議会をもちまして委員を御退任される由、伺っております。令和2年8月の第45回会議から当協議会の委員をお務めいただき、約3年と半年の間にわたり当協議会に多大なる御貢献を頂きました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

よろしければ一言、御挨拶を頂きたく存じますので、荒川委員、どうぞよろしくお願い いたします。

荒川委員 荒川でございます。今お話しいただきましたとおり、今回をもちまして退任させていただくことになりました。今お話がございましたとおり、2020年、令和2年から参加させていただきまして、当時はこの「18歳を迎える君へ」というリーフレットがちょうどできようかと、そういうタイミングでございました。この協議会の中で、法教育に知見をお持ちの皆様といろいろな議論を交わさせていただきまして、私自身すごく興味深く、大変貴重な財産になったなというふうに思っております。

私はもともと教育の世界には意外と軽い気持ちで入って、仕事で疲れ切った心を癒やすために学校現場でこどもたちに触れ合おうみたいなところがスタートしているんですけれども、この世界に入っていくうちに、法教育はやはり生きる力を育む教育だと、これはすばらしいんだということを実感しながら今に至っております。私自身はこの場を一旦離れるという形にはなりますけれども、このすばらしい法教育の世界に、これからも何らかの形で必ず関わり続けてまいりたいというふうに思っております。未来のこどもたちのため、こちらの協議会の皆様とともに頑張っていければと、そういうふうに思っている次第でございます。

短い間ではございましたけれども、本当にどうもありがとうございました。 坂田司法法制部付 荒川委員、ありがとうございました。では、座長にお返しいたします。 太田座長 荒川先生、どうもありがとうございます。今後も御指導をお願いいたします。

それでは、本日はこれで終了とさせていただきたいと思います。皆様、お疲れ様でした。

一了一